

東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域内土地・家屋の  
代替土地・代替家屋に係る特例適用チェックシート(1)

＜敦賀市＞

特例の適用要件についてお答えください。（「いいえ」がある場合、適用できません。）

1	対象区域内の土地・対象区域内の家屋は、次のいずれかのものですか？	はい	いいえ
	<p><b>土地</b> 東日本大震災における原子力発電所の事故により警戒区域に指定された区域内に所在する家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度分の固定資産税について住宅用地の特例を受けていたもの。</p>		
	<p><b>家屋</b> 東日本大震災における原子力発電所の事故により警戒区域に指定された区域内に所在する家屋。</p>	はい	いいえ
2	特例を受けようとする人は、次のいずれかの人ですか？	はい	いいえ
	<p>① 対象区域内の土地・対象区域内の家屋の警戒区域設定指示が行われた日における所有者又は共有者。</p> <p>② ①の所有者（共有者）に相続があったときにおける相続人。</p> <p>③ <b>土地</b> ①の個人の所有者（共有者）の三親等以内の親族で、対象区域内の土地の代わりに取得した土地（代替土地）の上に新築する家屋に①の個人の所有者（共有者）と同居する予定であると認められる人。</p> <p><b>家屋</b> ①の個人の所有者（共有者）の三親等以内の親族で、対象区域内の家屋の代わりに取得した家屋（代替家屋）に①の個人の所有者（共有者）と同居する人。</p> <p>④ ①の法人の所有者（共有者）が合併により消滅した後に存続する法人又は合併により設立された法人。</p> <p>⑤ ①の法人の所有者（共有者）が分割により対象区域内の土地又は対象区域内の家屋に関する事業を承継させた分割承継法人。</p>		
3	代替土地・代替家屋は、次のいずれかのものですか？	はい	いいえ
	<p><b>土地</b> 2に当てはまる人が、対象区域内の住宅用地の代わりに取得した土地で、家屋又は構築物の敷地の用に供されていない土地(更地)。</p>		
	<p><b>家屋</b> 2に当てはまる人が、対象区域内の家屋の代わりに取得した家屋で、種類及び用途が対象区域内の家屋と同じもの。</p>	はい	いいえ
4	被災代替土地・被災代替家屋を取得した時期は、平成23年3月11日（警戒区域設定指示が行われたとみなす日）～警戒区域設定指示が解除された日から起算して3ヶ月（新築の場合は1年）を経過する日までの期間ですか？	はい	いいえ

東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域内土地・家屋の  
代替土地・代替家屋に係る特例適用チェックシート(2)

<敦賀市>

申告書に添付する書類をご確認ください。

★必ず必要

書類の種類	確認する内容	チェック欄
平成23年度固定資産評価証明書、 課税台帳の写し、課税明細の写し 等	対象区域内の所在地番や土地・家屋の 内容を照合	
代替土地の登記事項証明書 又は 売買契約書の写し	代替土地の地番、面積、持分 等	
代替家屋の登記事項証明書 又は 工事請負契約書・売買契約書の写し	代替土地の地番、家屋と土地の面積の 照合	

★場合によって必要

必要な場合	書類の種類	チェック欄
代替土地・代替家屋の所有者が、敦賀市 内に住民登録をしていない。	運転免許証などの 本人確認書類の写し	要・否
警戒区域設定指示が行われた日よりも 後に、対象区域内の土地・対象区域内の 家屋の所有権を売却等により他人へ移 転した。	対象区域内の土地・ 対象区域内の家屋の 登記簿謄本（登記事項証明書）	要・否
対象区域内の土地・対象区域内の家屋の 所有者と同居する予定、又は、同居して いる三親等以内の親族が取得した。	戸籍謄本の写し （親族関係が判るもの）	要・否
対象区域内の土地・対象区域内の家屋の 所有者の相続人が取得した。	戸籍謄本の写し （相続関係が判るもの）	要・否
代替土地・代替家屋の所有者が法人であ る。	会社法人用 登記事項証明書	要・否

【参考】特例の概要は、次のとおりです。

**土地** 対象区域内の住宅用地の代わりに取得した土地で、固定資産税又は都市計画税が課税されることになった初年度、翌年度、翌々年度の3年度分の課税の基準日において家屋又は構築物の敷地の用に供されていない土地について、対象区域内の住宅用地に相当する部分を住宅用地とみなして、その特例を適用します。（住宅用地は税額が減額されます。）

**家屋** 対象区域内の家屋の代わりに取得した家屋に固定資産税又は都市計画税が課税されることになった初年度から6年度分について、対象区域内の家屋の床面積に相当する分の税額を、次のとおり減額します。

課税されることになった初年度から4年度目まで：2分の1を減額

// 5年度から6年度目まで：3分の1を減額